

ちてきしょうがいしゃふくし  
**知的障害者福祉のしおい**



生きがいと健康けんこうづくりイメージキャラクター  
「ちゃっぴー」

**しず おか けん  
静 岡 県**

# ◆ も く じ ◆

| こ<br>う<br>項 | も<br>く<br>目                                                                                                       | ページ   |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <b>1</b>    | <b>療育手帳</b> 療育手帳について                                                                                              | 1     |
| <b>2</b>    | <b>年金</b> 障害基礎年金、心身障害者扶養共済制度                                                                                      | 2     |
| <b>3</b>    | <b>手当</b> 特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当                                                                                | 3     |
| <b>4</b>    | <b>税金</b> 税制上の優遇措置                                                                                                | 4     |
| <b>5</b>    | <b>割引・減免</b> JR・県内私鉄・バス・タクシー等の旅客運賃割引制度、<br>有料道路の料金割引、NHK受信料の減免、NTTの無料番号案内、<br>携帯電話基本使用料等の割引、駐車禁止除外標章、県立施設の利用料金の減免 | 5～8   |
| <b>6</b>    | <b>医療</b> 重度障害者（児）医療費助成                                                                                           | 9     |
| <b>7</b>    | <b>障害者・児に対する福祉サービスの体系</b> 自立支援給付、地域生活<br>支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援、障害児入所支援（施設）<br>（契約の場合）                             | 10～15 |
| <b>8</b>    | <b>障害児者ライフサポート事業</b>                                                                                              | 15    |
| <b>9</b>    | <b>生活支援</b> 在宅重症心身障害児（者）療育支援事業                                                                                    | 16    |
| <b>10</b>   | <b>就業支援</b> 静岡障害者職業センター、障害者職業能力開発<br>施設、障害者働く幸せ創出センター、障害者就業・生活支援センタ<br>ー、職場適応訓練制度、障害者トライアル雇用制度、ジョブコーチ制度           | 17～19 |
| <b>11</b>   | <b>成年後見制度</b>                                                                                                     | 20    |
| <b>12</b>   | <b>日常生活自立支援事業</b>                                                                                                 | 20    |
| <b>13</b>   | <b>各種相談</b>                                                                                                       | 21～25 |

このしおりに掲載されている情報は令和8年4月1日現在のものです。最新情報等については県ホームページにて随時お知らせいたします。しおりに記載している事業の他にそれぞれの市や町の単独事業もあります。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/shogaifukushi/1040584/1023701.html>

# 1 療育手帳 (りょういくてちょう)

と あ さき す しちょう  
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町

## ★ 療育手帳について

ちてきしょうがい かたがた いっかん そうだん しえん おこな えんじょ う  
 知的障害のある方々に、一貫した相談・支援を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくする  
 りょういくてちょう こうふせいど  
 ため、療育手帳の交付制度があります。  
 こうふ う かた いんかん じさん しゃしん そ しふくしじむしょまた まちやくば  
 交付を受けたい方は、印鑑を持参のうえ、写真（4cm×3cm）を添えて、市福祉事務所又は町役場  
 しんせい  
 に申請してください。

てちょう こうふ う かた てちょう じかい はんていねんげつ してい はんていねんげつ  
 手帳の交付を受けた方は、手帳に次回の判定年月が指定されているときは、その判定年月までに  
 さいはんてい う  
 再判定を受けてください。

こうふご つぎ ばあい しふくしじむしょまた まちやくば とど  
 また、交付後、次のような場合は、すみやかに市福祉事務所又は町役場へ届けてください。

てちょう ふんしつ はそん  
 ◆手帳の紛失・破損

じゅうしょ しめい へんこう  
 ◆住所・氏名の変更

## 《療育手帳をお持ちの方が利用可能な主な制度》

| くぶん<br>区分                  | せいど<br>制度                                | ねんれい<br>年齢      | さんしょう<br>参照ページ |
|----------------------------|------------------------------------------|-----------------|----------------|
| てあて<br>手当・<br>ねんきん<br>年金など | しょうがいきそねんきん<br>障害基礎年金                    | さいいじょう<br>20歳以上 | 2              |
|                            | しんしんしょうがいしやふようきょうさい<br>心身障害者扶養共済         |                 | 2              |
|                            | どくべうじどうふようてあて<br>特別児童扶養手当                | さいみまん<br>20歳未満  | 3              |
|                            | どくべうしょうがいしやてあて<br>特別障害者手当                | さいいじょう<br>20歳以上 | 3              |
|                            | しょうがいじふくしてあて<br>障害児福祉手当                  | さいみまん<br>20歳未満  | 3              |
| ぜいきん<br>税金                 | しょとくぜい じゅうみんぜいこうじょ<br>所得税・住民税控除          |                 | 4              |
|                            | じどうしゃぜいどうげんめん<br>自動車税等減免                 |                 | 4              |
| わりびき<br>割引<br>げんめん<br>減免   | してつどうらんちんわりびきせいど<br>JR・私鉄等運賃割引制度         |                 | 5              |
|                            | ほうそうじゅしんりょうげんめん<br>放送受信料減免               |                 | 6              |
|                            | げんりつじぜつ りょうりょうぎん げんめん<br>県立施設の利用料金の減免    |                 | 7              |
| いりょう<br>医療                 | じゅうどしょうがいしや じ いりょうひじょせい<br>重度障害者(児)医療費助成 |                 | 9              |

かくせいど りょうかのう ようけん くわ さんしょう らん  
 ※各制度において利用可能な要件がありますので、詳しくは参照ページをご覧ください。

## 2 年 金(ねんきん)

### ★ 障害基礎年金

と あ さき す しちょう  
? 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうがい き そ ねんきん こくみんねんきん かにゆう あいだ びょうき いったい しょうがい  
障 害 基礎年金は、国民年金に加入している 間 にかかった病気やけがによって一定の障 害 の  
じょうたい しきゅう さいいじょう かにゆう あと さい  
状 態 (※) にあるときに支給されるほか、60歳以上で加入をやめた後、65歳になるまでの  
あいだ しょしん びょうき しょうがい じょうたい さいまえ しょうがい  
間 に初診がある病気やけがにより障 害 の状 態にあるとき、また、20歳前の障 害 については、  
さい さいいこう いったい しょうがい じょうたい う  
20歳になったときや20歳以降に一定の障 害 の状 態にあれば受けることができます。

いったい しょうがい じょうたい こくみんねんきんほう しょうがいうきゅう きゅう きゅう  
(※) 一定の障 害 の状 態とは、国民年金法による障 害 等 級の1 級 または2 級 の  
じょうたい  
状 態をいいます。

れいわ ねん と ねんきんがく きゅう えん きゅう えん  
◆令和8年度年金額：(1 級) 1,059,125円 (2 級) 847,300円

### ★ 心身障害者扶養共済制度(任意加入)

と あ さき す しちょう  
? 問い合わせ先：お住まいの市町

しょうがい かた ふよう ほごしゃ みずか せいぞんちゅう まいつきいったい かけきん おさ  
障 害のある方を扶養している保護者が、自らの生 存 中に毎月一定の掛金を納めることにより、  
ほごしゃ まんいち しぼう じゅうどしょうがい しょうがい かた しゅうしんいったいがく つき まんえん  
保護者に万 一(死亡・重度 障 害)のことがあったとき、障 害のある方に終 身 一定額(月2万円)  
ねんきん しきゅう にんいかにゆう せいど  
の年金が支給される任意加入の制度です。

かにゆう ほごしゃ ようけん  
◆加入できる保護者の要件

ねんれい さいみまん まいと し がつ にち ねんれい とくべつ しつべい せいめいほけんけいやく  
年 齢が65歳未満(毎 年4月1日における年 齢)で、特別の疾病がなく、生命 保 険 契約の  
たいしろう けんこうじょうたい

対 象となる健康状態であること

しょうがい かた はんい

◆ 障 害のある方の範囲

ちてきしょうがい りょういくてちょう しょじしゃ  
①知的障 害 (療 育 手帳 A・B所持者)

しんたいしょうがい しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅうしょじしゃ  
②身体障 害 (身体障 害 者手帳 1 級 ～3 級所持者)

せいしんしょうがい せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう きゅうしょじしゃ  
③精神障 害 (精神障 害 者保健福祉手帳 1 級 ・2 級 所持者)

じょうき どうていど しょうがい みと  
④上記と同程度の障 害 と認められるもの

てちょう しょじ かにゆう ばあい  
(手帳を所持していなくても加入できる場合があります。)

かけきん しょとくぜい ちほうぜい ぜんがくしょとくこうじょ  
なお、掛金は所得税、地方税とも全額所得控除されます。

### 3 手 当(てあて)

と あ さき す しちょう  
 ?問い合わせ先：お住まいの市町

#### ★ 特別児童扶養手当

しんたい ちてきまた せいしん じゅうどまた ちゅうど しょうがい ゆう さいみまん じどう かんご かた しきゅう  
 身体、知的又は精神に重度又は中度の障害を有する20歳未満の児童を監護している方に支給さ  
 れます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：（1級）58,450円

（2級）39,930円（令和8年4月分から）

◆支払時期：4月（12月分から3月分）、8月（4月分から7月分）、11月（8月分から11月分）

じゅきゅうご つぎ がいとう ばあい てあて う しかく  
 受給後、次のいずれかに該当する場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、すみや  
 しふくしじむしょまた まちやくば とど で  
 かに市福祉事務所又は町役場へ届け出てください。

- ① 受給者が児童を監護しなくなったとき
- ② 受給者又は児童が死亡及び日本国外へ転出したとき
- ③ 児童が障害を支給事由とする公的年金を受けるようになったとき
- ④ 対象児童の障害の程度が政令で定められた障害の状態に該当しなくなったとき
- ⑤ 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設への母子入所等は除く。）に入所しているとき

#### ★ 特別障害者手当

にちじょうせいかつ じょうじとくべつ かいご ひつよう さいいじょう ざいたくじゅうどしょうがいしゃ かた しきゅう  
 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障害者の方に支給さ  
 れます。ただし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：30,450円（令和8年4月分から）

◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7月分）、  
 11月（8月分から10月分）

#### ★ 障害児福祉手当

にちじょうせいかつ じょうじかいご ひつよう さいみまん ざいたくじゅうどしょうがいしゃ かた しきゅう  
 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅重度障害者の方に支給されます。た  
 だし、所得状況などにより手当が支給されない場合があります。

◆手当月額：16,560円（令和8年4月分から）

◆支払時期：2月（11月分から1月分）、5月（2月分から4月分）、8月（5月分から7月分）、  
 11月（8月分から10月分）

## 4 税 金(ぜいきん)

と あ さき す しちょう ぜいむしょ けんざいむじむしょ  
 ? 問い合わせ先: お住まいの市町、税務署、県財務事務所

### ★ 税制上の減免措置

しょうがい ていど いっていいじょう ばあい かくしゅ ぜい げんめん そ ち  
 障害の程度が一定以上の場合、各種の税の減免措置などがあります。

| くぶん<br>区分                            | げんめん<br>減免<br>ないよう<br>内容   | たいしょうはんい<br>対 象 範 囲                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | といあわ<br>問 合<br>さき<br>せ先     |
|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| しょうとくぜい<br>所得 税                      | しょうとく<br>所得<br>こうじょ<br>控除  | とくべつしょうがいしや ほんにん こうじょたいしょうはいぐうしや ふようしんぞく りょういくてちょう<br>特別 障害者 (本人・控除対象配偶者・扶養親族)【療育手帳A】<br>しょうがいしやこうじょ ほんにん こうじょたいしょうはいぐうしや ふようしんぞく りょういくてちょう<br>障害者控除 (本人・控除対象配偶者・扶養親族)【療育手帳B】                                                                                                                                                                           | ぜいむしょ<br>税務署                |
| じゅうみんぜい<br>住 民 税                     | しょうとく<br>所得<br>こうじょ<br>控除  | とくべつしょうがいしやこうじょ しょうとくぜい おな<br>特別障害者控除(所得税と同じ)<br>しょうがいしやこうじょ しょうとくぜい おな<br>障害者控除(所得税と同じ)                                                                                                                                                                                                                                                                | しちょう<br>市 町                 |
| じどうしやぜい<br>自動車 税                     | げんめん<br>減 免                | ちてきしょうがいしやまた もの せいけい いつ もの しょうゆう じどうしやとう もつぱ<br>知的障害者又はその者と生計を一にする者が所有する自動車等で専<br>とうがいしょうがいしや つうがくとう とうがいしょうがいしや せいけい いつ もの<br>ら当該障害者の通学等のために当該障害者と生計を一にする者が<br>うんてん ばあい<br>運転する場合<br>ちてきしょうがいしや しょうゆう じどうしやとう もつぱ とうがいしょうがいしや つうがくとう<br>知的障害者が所有する自動車等で専ら当該障害者の通学等のため<br>とうがいしょうがいしや しょうじかいごしや うんてん ばあい<br>に当該障害者の常時介護者が運転する場合<br>りょういくてちょう<br>【療育手帳A】 | けんざいむ<br>県財務<br>じむしょ<br>事務所 |
| けいじどうしやぜい<br>軽自動車 税<br>しゅべつわり<br>種別割 |                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | しちょう<br>市 町                 |
| そうよぜい<br>贈与 税                        | ひ か ぜ い<br>非課税             | しょうがいしやひかぜいしんたくしんこくしよ ていしゅつ とくていしょうがいしやふようしんたくけいやく<br>「障害者非課税信託申告書」の提出により、特定障害者扶養信託契約に<br>もと とくていしょうがいしや じゅえきしや たい しんたくじゅえきけん かかく<br>基づく特定障害者(※)である受益者に対しては、信託受益権の価格が6<br>せんまんえん りょういくてちょう せんまんえん りょういくてちょう ひかぜい<br>千万円(療育手帳A)、3千万円(療育手帳B)までは非課税となる。<br>とくべつしょうがいしや りょういくてちょう およ いってい しょうがいしや りょういくてちょう<br>※特別障害者(療育手帳A)及び一定の障害者(療育手帳B)                 | ぜいむしょ<br>税務署                |
| そうぞくぜい<br>相続 税                       | ぜいがく<br>税 額<br>こうじょ<br>控 除 | しょうがいしや そうぞくまた いそう ざいさん しゅとく ばあい とうがいしょうがいしや<br>障害者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、当該障害者が<br>さい たっ ねんすう いっていがく しょう きんがく ぜいがく こうじょ<br>85歳に達するまでの年数に一定額を乗じた金額を税額から控除する。                                                                                                                                                                                               | ぜいむしょ<br>税務署                |

### ★ 利子等の非課税(障害者マル優制度)マル優、特別マル優制度があります。

きんゆうきかん てつづ よちよきん こくさい がんぼん まんえん  
 あらかじめ金融機関で手続きをすることにより、預貯金や国債などについて、それぞれ元本350万円を  
 げんと り し ひかぜい  
 限度として利子などが非課税になります。

たいしょうしや  
 【対象者】

- しんたいしょうがいしやてちょう も かた  
(1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- りょういくてちょう も かた  
(2) 療育手帳をお持ちの方
- せいしんしょうがいほけんふくしてちょう も かた  
(3) 精神障害保健福祉手帳をお持ちの方
- しょうがい しきゅうじゅう ねんきん じゅきゅう かた  
(4) 障害を支給事由とする年金の受給をされている方
- しょうがいふくしてあて とくべつしょうがいしやてあて けいかてきふくしてあて う かた  
(5) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受けている方

## 5 割引・減免(わいびき・げんめん)

と あ さき かくじぎょうしゃ  
 ? 問い合わせ先：各事業者

### ★ JR・県内私鉄、バス、タクシー等の旅客運賃割引制度

| こうつう<br>交通<br>きかん<br>機関                | わりびきたいしょう　くぶん<br>割引対象の区分                                                             |                                     | けんしゅ<br>券種                              | わりびきりつ<br>割引率 |              |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------|---------------|--------------|
|                                        |                                                                                      |                                     |                                         | ほんにん<br>本人    | かいごしゃ<br>介護者 |
| てつどう<br>鉄道<br>JR・<br>してつ<br>私鉄<br>(※2) | てちょう<br>手帳A<br>(だい　しゅ<br>第1種)                                                        | たんどくりよう<br>単独利用                     | ふつう<br>普通(※1)                           | 50%           |              |
|                                        |                                                                                      | かいごしゃあり<br>介護者有                     | ふつう　ていき<br>普通・定期<br>かいすう　きゅうこう<br>回数・急行 | 50%           | 50%          |
|                                        | てちょう<br>手帳B<br>(だい　しゅ<br>第2種)                                                        | たんどくりよう<br>単独利用                     | ふつう<br>普通(※1)                           | 50%           |              |
|                                        |                                                                                      | かいごしゃあり<br>介護者有<br>さいみまん<br>(12歳未満) | ていき<br>定期                               | (※4)          | 50%          |
| けんない<br>県内<br>バス                       | てちょう　てちょう<br>手帳A・手帳B<br>(だい　しゅ　だい　しゅ<br>第1種・第2種)(※3)                                 |                                     | ふつう<br>普通                               | 50%           | 50%          |
|                                        |                                                                                      |                                     | ていき<br>定期                               | 30%           | 30%          |
| タクシー                                   | てちょう　だい　しゅ<br>手帳A(第1種)、手帳B(第2種)                                                      | てちょう　だい　しゅ<br>手帳A(第1種)、手帳B(第2種)     | りょうきん<br>(メーター料金)                       |               | 10%          |
| こうくう　こくないせん<br>航空(国内線)                 | かくうん　そうじぎょうしゃまた　ろせん　こと<br>各運送事業者又は路線によって異なる場合があります。<br>じぎょうしゃ　と　あ<br>事業者にお問い合わせください。 |                                     |                                         |               |              |
| ふね<br>船                                |                                                                                      |                                     |                                         |               |              |

(※1) 片道100kmを超える場合

(※2) 各運送事業者又は路線によって異なる場合があります。事業者にお問い合わせください。

(※3) 定期券、乗車券購入時やバス下車時に必ず療育手帳をご提示ください。詳細はご利用になるバス会社にお問い合わせください。

(※4) 同乗の場合に限り本人も割引となる事業者もあります。

・旅客運賃割引制度を利用する際は、ルールを守ってご利用ください。

・割引乗車券は、発売窓口で療育手帳を提示して購入してください。

・第1種又は第2種の証明がない療育手帳を提示しても割引が適用されません。種別  
 標記がない場合は、療育手帳交付窓口へ問い合わせ、証明を受けるようにしてください。

・小児(12歳未満)については、小児定期券及び小児航空券に対して、本人の上記割引  
 は適用されません。

・タクシー運賃の割引を受けるときは、療育手帳を提示してください。

・タクシー運賃は、市町により別途助成制度を実施しているところがあります。

## ★ 有 料道路の料 金割引

じゅうど ちてきしょうがいしゃ てちょう だい しゅ かた じょうしゃ かいごしゃ じどうしゃ うんてん ゆうりょうどうろ りょう  
 重度の知的障 害 者（手帳 A・第1種）の方が乗 車 して、介護者が自動車を運転し、有 料 道路を利用  
 ばあい つうこうりょうきん さいだい わりびき わりびき う じぜんとうろくてつづき ひつよう  
 する場合に通行 料 金の最大50%が割引されます。割引を受けるには、事前登録手続きが必要にな  
 ぐわ す しちょう ごそうだん  
 ります。詳しくはお住まいの市町に御相談ください。

## ★ NHK受信料の減免

と あ さき  
 問い合わせ先：NHK ふれあいセンター 0570-077-077  
 しょうとくぜいほう ちほうぜいほう きてい しょうがいしゃ じどうそうだんしょ ちてきしょうがいしゃ こうせいそうだんしょ  
 所得 税 法または地方税法に規定する障 害 者のうち、児童相談所、知的障 害 者 更生相談所、  
 せいしんほけんふくし せいしんほけんしていい ちてきしょうがいしゃ はんてい かた せたい  
 精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障 害 者と判定された方がいる世帯で、かつ、  
 せたいこうせいいんぜんいん しちょうそんみんぜいひかせい ばあい じゅしんりょう ぜんがくめんじょ じゅうど ちてき  
 世帯構 成 員全員が市町村 民 税非課税の場合、受信 料 が全額免除になります。また、重度の知的  
 しょうがいしゃ てちょう かた せたいぬし じゅしんけいやくしゃ ばあい じゅしんりょう はんがくめんじょ す  
 障 害 者（手帳 A）の方が世帯主で受信契約者の場合は受信 料 が半額免除になります。お住まい  
 しちょう しょうがいふくしたんとうか しょうめい う しんせい  
 の市町の障 害 福祉担当課で証 明 を受けて、NHKに申請してください。

## ★ NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

りょういくてちょう も かた じぜんとうろく でんわばんごうあんない むりょう りょう  
 療 育 手帳をお持ちの方が、事前登録いただくと電話番号案内が無料で利用できます。  
 もうしこ てつづ ぐたいてき りょうほうほう あんないたんとう でんわ  
 申 込 みの手続きや具体的な利用方法はNTT ふれあい案内担当（電話0120-104174、  
 そうだん  
 FAX0120-104134）にご相談ください。  
 あんない にしにほん きやく ていきょう でんわばんごうあんない  
 ※ふれあい案内はNTT西日本のお 客 さまに提 供 する電話番号案内サービスです。

## ★ 携帯電話基本使用料等の割引

でんわがいしゃ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう こうふ  
 電話会社によっては、身体障 害 者手帳、療 育 手帳、精神障 害 者保健福祉手帳のいずれかの交付  
 う かた けいたいでんわ きほんしりょうりょうとう わりびき  
 を受けている方の携帯電話の基本使用 料 等が割引となります。  
 ぐたいてき わりびき ないよう りつ てつづ とう けいやく でんわがいしゃ ごそうだん  
 具体的な割引の内容・率や手続き等は契約している電話会社に御相談ください。

## ★ 駐車禁止除外標章 問い合わせ先：各警察署交通（第一）課

じゅうど ちてきしょうがいじ しゃ てちょう かた つうがく つうえん つういん かいものとう さい かいごしゃ じどうしゃ どうじょう  
 重度の知的障 害 児（者）（手帳 A）の方が通学・通園・通院・買い物等に際して介護者の自動車に同 乗  
 ばあい こうあんいいんかい ちゅうしゃきんしきてい てきょう じょがい せいど くわ けいさつしよまどぐち  
 する場合に、公安委員会の 駐 車禁止規定の適用が除外される制度があります。詳しくは警察署窓 口  
 ごそうだん  
 に御相談ください。

けんりつしせつ りょうりょうきん けんめん  
★ 県立施設の利用料金の減免

だいしょうしゃ りょういくてちょうしよじしゃ

かいごしゃ ひとり

対 象 者：療 育 手 帳 所 持 者 と そ の 介 護 者（1 人）

| だい しょう し せつ<br>対 象 施 設                                                                                             | しょうがいち でんわばんごう<br>所在地・電話番号                                                           | けんめん そ ち だいしょう<br>減免措置の対 象<br>こうもく<br>項 目                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| けんりつびじゅつかん<br>県立美術館                                                                                                | 〒422-8002 しすおかしするがくやだ<br>静岡県駿河区谷田53-2<br>TEL (054) 263-5755                          | かんらんりょう<br>観 覧 料                                                                                                    |
| ふじのくに地球環境史<br>ミュージアム                                                                                               | 〒422-8017 しすおかしするがく おおや<br>静岡県駿河区大谷5762<br>TEL (054) 260-7111                        | かんらんりょう<br>観 覧 料                                                                                                    |
| ふじのくに茶の都 ミュージ<br>アム                                                                                                | 〒428-0034<br>しまだしかなやふじみちよう<br>島田市金谷富士見町3053-2<br>TEL (0547) 46-5588                  | かんらんりょう<br>観 覧 料                                                                                                    |
| 静岡県富士山世界遺産センタ<br>ー                                                                                                 | 〒418-0067 ふじのみやしみやちよう<br>富士宮市宮町5-12<br>TEL (0544) 21-3776                            | かんらんりょう<br>観 覧 料                                                                                                    |
| けんすいさん かいようぎじゅつけんきゅうしよ<br>県水産・海洋技術研究所<br>ふ じ ょうそんじよう<br>富士養鱒 場                                                     | 〒418-0108 ふじのみやしいのかしら<br>富士宮市猪之頭579の2<br>TEL (0544) 52-0311                          | かんらんりょう<br>観 覧 料                                                                                                    |
| けんすいさんかいようぎじゅつけんきゅうしよ<br>県水産海洋技術研究所<br>は ま な こ ぶ ん じ ょ う は ま な こ たいけん<br>浜名湖分 場 浜名湖体 験<br>がくしゅうしせつ<br>学 習 施設「ウォット」 | 〒431-0214<br>はままつしちゅうおうくまいさかちようべんてんじま<br>浜松市中央区舞 阪 町 弁天島5005-3<br>TEL (053) 592-2880 | りょうりょうきん<br>利用料金                                                                                                    |
| しずおかけんけんみん もり<br>静岡県県民の森                                                                                           | 〒428-0503<br>しずおかしあおいかわさき<br>静岡市葵区岩崎284<br>TEL (054) 260-2214                        | りょうりょうきん<br>利用料金                                                                                                    |
| けんりつしんりんこうえんもり いえ<br>県立森林公園森の家                                                                                     | 〒434-0016<br>はままつしはまな く ねがだ<br>浜松市浜名区根堅2450-1<br>TEL (053) 583-0090                  | りょうりょうきん<br>利用料 金                                                                                                   |
| けんえいとしこうえん<br>県営都市公園                                                                                               |                                                                                      | にゅうえんりょうまた<br>入 園 料 又 は<br>りょうりょうきんなど<br>利用料 金 等<br>しょうさい かくこうえん<br>（詳 細 は各 公 園<br>じむしょ と あ<br>事務所へお問い合わせ<br>せください） |
| しずおかけんふ じ さ ん<br>静岡県富士山こどもの<br>くに<br>国                                                                             | 〒417-0803 ふ じ し か さ き<br>富士市桑崎1015<br>TEL (0545) 22-5555                             |                                                                                                                     |
| あしたかこういきこうえん<br>愛鷹広域公園                                                                                             | 〒410-0001 ぬまつしあしたか<br>沼津市足高202<br>TEL (055) 924-8878                                 |                                                                                                                     |
| しずおかけんくさなぎそうごう<br>静岡県草薙総合<br>うんどうじよう<br>運 動 場                                                                      | 〒422-8008 しすおかしするがくくりはら<br>静岡県駿河区栗原19-1<br>TEL (054) 261-9265                        |                                                                                                                     |
| おがさやまそうごううんどうこうえん<br>小笠山総合運動公園                                                                                     | 〒437-0031 ふくろいしあいの<br>袋井市愛野2300-1<br>TEL (0538) 41-1800                              |                                                                                                                     |
| えんしゅうなだかいひんこうえん<br>遠州灘海浜公園                                                                                         | 〒430-0844<br>はままつしちゅうおうくえのしまちよう<br>浜松市中央区江之島町1706<br>TEL (053) 442-6775              |                                                                                                                     |
| はまなこ<br>浜名湖ガーデンパーク                                                                                                 | 〒431-1207<br>はままつしちゅうおうくむらくしちよう<br>浜松市中央区村 櫛 町5475-1<br>TEL (053) 488-1500           |                                                                                                                     |

|                      |                                                                |                  |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|
| けんりつすいえいじょう<br>県立水泳場 | しずおかしあおいくにしがや<br>〒421-2116 静岡市葵区西ヶ谷357-2<br>TEL (054) 296-3675 | りょうりょうきん<br>利用料金 |
| ふじすいえいじょう<br>富士水泳場   | ふじしおおぶち<br>〒417-0801 富士市大淵266<br>TEL (0545) 35-6022            | りょうりょうきん<br>利用料金 |
| けんぶどうかん<br>県武道館      | ふじえだしまえじま<br>〒426-0067 藤枝市前島2-10-1<br>TEL (054) 636-2332       | りょうりょうきん<br>利用料金 |

げんめん う ばあい りょういくてちょうまたは ていじ  
※減免を受ける場合は、療育手帳又はミライロIDを提示してください。

## 6 医 療(いりょう)

と あ さき す しちょう  
❓ 問い合わせ先：お住まいの市町

### ★ 重度障害者(児)医療費助成

かくしゅけんこうほけん みと しんりょう う ばあい じ こふたん しちょう じょせい う  
各種健康保険で認められた診療を受けた場合の自己負担について、市町の助成が受けられます。た  
だし、所得により助成が受けられない場合があります。

たいしょうしゃ しんたいしょうがいしやてちょう きゅう ないぶしょうがい きゅう りょういくてちょう  
対象者(※)：身体障害者手帳1・2級・内部障害3級、療育手帳A、  
せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう きゅう も かた とくべつじどうふようてあて きゅう しょうがい ゆう かた  
精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、特別児童扶養手当1級の障害を有する方

いっばんてき れい しちょう たいしょうしゃ はんい こと  
※一般的な例であり、市町により対象者の範囲は異なります。

しちょう せいど こと しょうさい しちょうまどぐち ごそうだん  
市町により制度が異なりますので、詳細については市町窓口に御相談ください。

### ★ 後期高齢者医療制度

びょういん いりょうきかん まどぐちふたん わり けいげん せいど ふたんわりあい せたいしよとく おうじて  
病院など医療機関における窓口負担が、1～3割に軽減される制度です。(負担割合は世帯所得に応じて  
へんどう  
変動します。)

こうきこうれいしやいりょうせいど かにゅう ばあい いま かにゅう いりょうほけん だったい  
後期高齢者医療制度に加入する場合、今まで加入していた医療保険は脱退することになります。脱退手続  
きについては、かにゅう いりょうほけんたんとうぶしょ かくにん  
加入していた医療保険担当部署へご確認ください。

たいしょうしゃ  
【対象者】

- ・75歳以上の方
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害(※)があると認定を受けた方(認定を受けるための申請手続きが必要  
です。)

※1 いってい しょうがい がいとう ばあい  
一定の障害はいかに該当する場合です。

こくみんねんきんほうとう しょうがいねんきん きゅう  
・国民年金法等における障害年金1・2級

しんたいしょうがいしやてちょう きゅう  
・身体障害者手帳1・2・3級

しんたいしょうがいしやてちょう きゅう か ししょうがい きゅう ごう りょうかし ゆび か  
・身体障害者手帳4級 (①下肢障害4級1号(両下肢のすべての指を欠くもの)

か ししょうがい きゅう ごう さきゅう いっぽう か し かたい ふんの いじょう か  
②下肢障害4級3号(左右どちらか一方の下肢を下腿の2分の1以上で欠  
くもの)

か ししょうがい きゅう ごう さきゅう いっぽう か し きのう いちじるしいしょうがい  
③下肢障害4級4号(左右どちらか一方の下肢機能の著しい障害)

おんせいげんごきのうしょうがい  
④音声言語機能障害)

りょういくてちょう  
・療育手帳A

せいしんしょうがいしやほけんふくしてちょう きゅう  
・精神障害者保健福祉手帳1・2級

# 7 障害者・児に対する福祉サービスの体系(しょうがいしゃ・じにたいするふくしサービスたいけい)

**① 問い合わせ先：お住まいの市町**

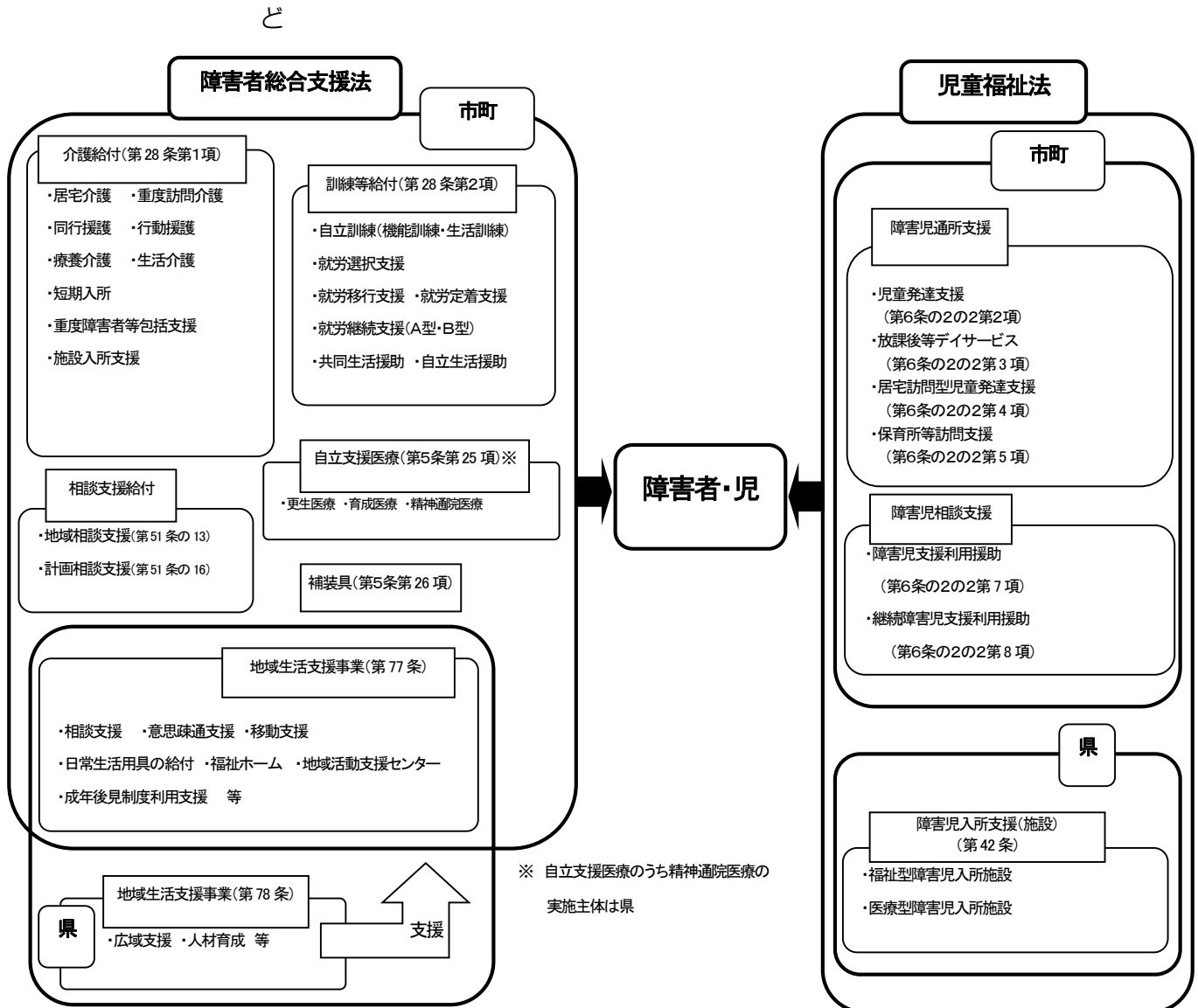
平成25年4月1日に施行された「障害者総合支援法」に基づき、障害のある方々に、身近な市町が、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業などの提供を行います。また、障害のある方や介護する方の相談に応じたり、情報提供などを行います。

## 《障害者総合支援法のサービス》

大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つがあります。

「自立支援給付」…介護給付、訓練等給付、相談支援給付、自立支援医療、補装具の給付など

「地域生活支援事業」…手話通訳者や移動支援従事者（ガイドヘルパー）の派遣、日常生活用具の給付など



## ★ 自立支援給付

障害のある方の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本としてサービス提供事業者と対等な関係に基づき、障害のある方が自らサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みです。障害者総合支援法で規定するサービスの1つです。

(基本的な仕組み)

(1) 自立支援給付の利用を希望する際は市や町に相談し、自立支援給付費の支給申請をします。市や町で自立支援給付費を支給することが適当と認められたときは自立支援給付費の支給決定がされます。

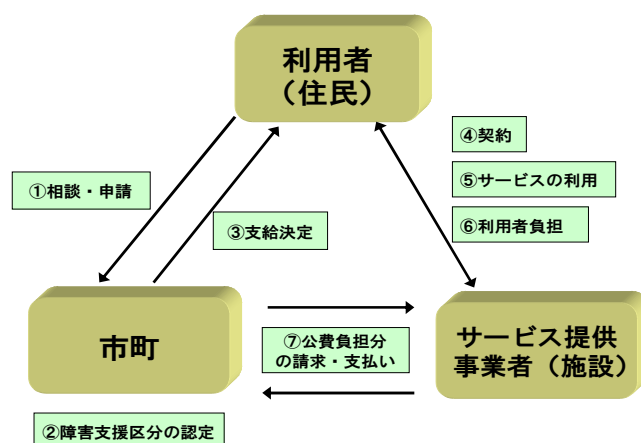
(2) 県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

(3) サービスを利用した時は

・事業者・施設に対して利用者負担額を払います(所得に応じて月額負担上限額が設定されます。市や町の窓口にお問い合わせください。)。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者負担額を除いた額を給付費として支給します(事業者・施設が代理で受領。)。)

(4) 介護保険制度の福祉サービスを受けることができる方は、介護保険のサービスが優先されます。

(手続きの流れ)



(サービスの種類)

|      | サービス名            | サービスの内容                                                                     |
|------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 介護給付 | 居宅介護<br>(ホームヘルプ) | 居宅における、入浴、排せつ又は食事などの介護                                                      |
|      | 重度訪問介護           | 常時介護を要する重度の肢体不自由者・知的障害者・精神障害者の方に対して、居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護 |
|      | 同行援護             | 移動に著しい困難を有する視覚障害のある方に対して、外出時における、移動に必要な情報の提供と移動のための援護                       |

|                                                                                                                                                                                        |                                                       |                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                                                                                                        | <p>こうどうえんご<br/>行動援護</p>                               | <p>こうどうじょういちじる こんなん ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい かた たい<br/>行動上 著 しい困難がある知的障 害又は精神障 害のある方に対して、<br/>こうどう さい しょう きけん かいひ ひつよう えんご がいしゅつ さい<br/>行動する際に 生 じる危険を回避するために必要な援護や外 出の際の<br/>いどうちゅう かいご<br/>移動中の介護</p>                    |
|                                                                                                                                                                                        | <p>りょうようかいご<br/>療 養 介護</p>                            | <p>じょうじかいご ぼう いりよう ひつよう しょうがい かた たい びょういん<br/>常時介護を要し、また医療が必要な障 害のある方に対して、病 院などで<br/>にっちゅう おこな きのおくねれん りょうようじょう かんり かんご いがくてきかんり もと かいご<br/>日中に行われる機能訓練、療 養 上の管理、看護、医学的管理の下での介護<br/>にちじょうせいかつじょう せ わ<br/>や日常生活上の世話</p> |
|                                                                                                                                                                                        | <p>せいかつかいご<br/>生活介護</p>                               | <p>じょうじかいご ぼう しょうがいしやしえんしせつ しせつ にっちゅう おこな にゅうよく はい<br/>常時介護を要し、障 害者支援施設などの施設で日中に行 われる入 浴、排<br/>せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会提 供など</p>                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                        | <p>たんきにゅうしょ<br/>短期入 所<br/>(ショートステイ)</p>               | <p>かいご かた びょうき たんきかん にゅうしょ ひつよう かた たい<br/>介護する方の病気などによって短期間の入 所が必要な方に対して、<br/>しょうがいしやしえんしせつ おこな にゅうよく はい しょうじ かいご<br/>障 害者支援施設などで行 う入 浴、排せつ、食事の介護</p>                                                                  |
|                                                                                                                                                                                        | <p>じゅうどしょうがいしやとうほう<br/>重度障 害者等包<br/>かつしえん<br/>括支援</p> | <p>つね かいご ひつよう じゅうど しょうがい かた たい きょたくかいご た しょうがい<br/>常に介護が必要な重度の障 害のある方に対し、居宅介護やその他の障 害<br/>ふくし ほうかつてき おこな かいご<br/>福祉サービスを包括的に 行 う介護</p>                                                                                |
|                                                                                                                                                                                        | <p>しせつにゅうしょしえん<br/>施設入 所支援</p>                        | <p>しせつ おも やかん おこな にゅうよく はい しょうじ かいご<br/>施設において、主に夜間に行 われる入 浴、排せつ、食事の介護</p>                                                                                                                                             |
| <p>く<br/>ん<br/>れ<br/>ん<br/>て<br/>う<br/>き<br/>う<br/>ふ<br/>く<br/>く<br/>ん<br/>れ<br/>ん<br/>て<br/>う<br/>き<br/>う<br/>ふ<br/>く<br/>く<br/>ん<br/>れ<br/>ん<br/>て<br/>う<br/>き<br/>う<br/>ふ<br/>く</p> | <p>じりつくねれん<br/>自立訓練</p>                               | <p>じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとな しんだいきのう<br/>自立した日 常生活や社会生活を 営 むことができるように、身体機能や<br/>せいかつのうりよく こうじょう ひつよう くんれん<br/>生活能 力の向上のための必要な訓練</p>                                                                                   |
|                                                                                                                                                                                        | <p>しゅうろうせんたくしえん<br/>就 労 選択支援<br/>(令和7年10月<br/>～)</p>  | <p>しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん りよう きぼう かた たいし しゅうろう<br/>就 労 移行支援や就 労 継続支援の利用を希望する方に対し、就 労 アセ<br/>しゅほう かつよう ほんにん きぼう しゅうろうのうりよく てきせいとう あっ<br/>スメントの手法を活用して、本人の希望や就 労 能 力、適正等に合っ<br/>せんたく しえん<br/>た選択を支援</p>                |
|                                                                                                                                                                                        | <p>しゅうろういこうしえん<br/>就労移行支援</p>                         | <p>しゅうろう きぼう かた たい せいさんかつどう きかい ていきょう しゅうろう ひつよう<br/>就 労を希望する方に対し、生産活動などの機会を提 供し、就 労に必要な<br/>ちしき のうりよくこうじょう ひつよう くんれん<br/>知識や能 力向上のための必要な訓練</p>                                                                        |
|                                                                                                                                                                                        | <p>しゅうろうけいぞくしえん<br/>就 労 継続支援</p>                      | <p>つうじょう じぎょうしょ こよう こんなん かた たい しゅうろうきかい ていきょう せいさんかつどう<br/>通 常の事業所での雇用が困難な方に対して、就 労 機会の提 供や生産活動<br/>きかい ていきょう つう ちしき のうりよくこうじょう ひつよう くんれん<br/>などの機会の提 供を通じた知識や能 力向上のための必要な訓練</p>                                       |
|                                                                                                                                                                                        | <p>しゅうろうていちゃくしえん<br/>就 労 定 着支援</p>                    | <p>いっばんしゅうろう いこう かた しゅうろう ともな せいかつめん かだい たいおう<br/>一般就 労に移行した方に、就 労に伴 う生活面の課題に対応するための<br/>しえん おこな<br/>支援を行う。</p>                                                                                                        |
|                                                                                                                                                                                        | <p>じりつせいかつえんじょ<br/>自立生活援助</p>                         | <p>ひとりぐ ひつよう りかいりよく せいかつりよくとう おぎな ていきてき きょたくほうもん ずいじ<br/>一人暮らしに必要な理解力・生活力等を 補 うため、定期的な居宅訪問や随時<br/>たいおう ひつよう しえん おこな<br/>の対応により必要な支援を行う。</p>                                                                            |
|                                                                                                                                                                                        | <p>きょうどうせいかつえんじょ<br/>共 同生活援助<br/>(グループホーム)</p>        | <p>きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ おも やかん おこな そうだん にゅうよく はい<br/>共 同生活を行 う住 居において、主に夜間に行 われる相談や入 浴、排せ<br/>また しょうじ かいご ほか にちじょうせいかつじょう えんじょ<br/>つ又は食事の介護その他の日 常生活上の援助</p>                                                            |

|                            |                                                     |                                                                                                                                                                |
|----------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相<br>談<br>支<br>援<br>給<br>付 | ちいきそうだんしえん<br>地域相談支援<br>ちいきいこうしえん<br>(地域移行支援)       | じゅうきょ かくほ た ちいき せいかつ いこう かつどう かん<br>住 居 の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する<br>そだん た べんぎ きょうよ<br>相談、その他の便宜の供与                                                       |
|                            | ちいきそだんしえん<br>地域相談支援<br>ちいきていやくしえん<br>(地域定着支援)       | じょうじれんらくたいせい かくほ しょうがい とくせい きいん しょう きんきゅう<br>常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の<br>じたいなど たいおう そだん た べんぎ きょうよ<br>事態等に対応した相談、その他の便宜の供与                                  |
|                            | けいかくそだんしえん<br>計画相談支援<br>りようしえん<br>(サービス利用支援)        | しきゅうけつていまた しきゅうけつてい へんこうまえ どうりようけいかくあん さくせい<br>支給決定又は支給決定の変更前のサービス等利用計画案を作成、<br>しきゅうけつていまた へんこう じぎょうしゃなど れんらくちょうせい けいかく さくせい<br>支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成 |
|                            | けいかくそだんしえん<br>計画相談支援<br>けいそく りようしえん<br>(継続サービス利用支援) | など りようじきょうきょう げんしょうおよ けいかく みなお じゅうし<br>サービス等の利用状況を検証及び計画の見直しを実施、<br>しきゅうけつていまた へんこう じぎょうしゃなど れんらくちょうせい けいかく さくせい<br>支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、計画の作成             |

## ★ 地域生活支援事業

しょうがい かた じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ちいき とくせいとう おう  
障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性等に応  
じゅうなん じぎょうけいたい じぎょう じっし  
じた柔軟な事業形態による事業を実施します。

じぎょう じっしじきょうきょう しちょう こと だいひょうてき じれい けいさい  
※事業の実施状況は市町により異なりますので、代表的な事例を掲載しています。

| じぎょうめい<br>事業名                          | じぎょうないよう<br>事業内容                                                                                                                                         |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そだんしえんじぎょう<br>相談支援事業                   | しょうがい かた しょうがい かた かいこ かた そだん おう じょうほうていききょう<br>障害のある方や障害のある方を介護する方の相談に応じたり、情報提供<br>おこな<br>などを行います。                                                       |
| せいねんこうけんせいど りようしえんじぎょう<br>成年後見制度利用支援事業 | せいねんこうけんせいど りよう ゆうよう みと ちてきしょうがい かた<br>成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害のある方、<br>せいしんしょうがい かた たい もうした よう ひょうとう いちぶ ほじょ<br>精神障害のある方に対し、申立てに要する費用等の一部を補助します。   |
| い し そつうしえんじぎょう<br>意思疎通支援事業             | ちょうかく げんごきのう おんせいきのう た しょうがい い し そつう はか ししょう<br>聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障<br>しょうがい かた しゅうわつうやくしゃとう はけん おこな<br>がある障害のある方に、手話通訳者等の派遣を行います。         |
| にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう<br>日常生活用具給付等事業  | しょうがい かた じりつせいかつしえんようぐとう にちじょうせいかつようぐ きゅうふまた たいよ<br>障害のある方に、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しま<br>す。                                                              |
| いどうしえんじぎょう<br>移動支援事業                   | しゃかいせいかつじょうひつようふ かけつ がいしゅうおよ よ かかつどうとう しゃかいさんか がいしゅう<br>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の<br>さい しえん おこな<br>際の支援を行います。                                     |
| た じぎょう<br>その他の事業                       | ていがく りようきん きょしつ た せつび ていききょう ふくし うんえい じりつ<br>低額な料金で、居室その他の設備を提供する福祉ホームの運営や、自立し<br>にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな ひつよう じぎょう おこな<br>た日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 |

## 《児童福祉法のサービス》

大きく分けて「障害児通所支援」、「障害児相談支援」、「障害児入所施設」の3つがあります。

「障害児通所支援」…児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス等

「障害児相談支援」…障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助

「障害児入所支援（施設）」…福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

## ★ 障害児通所支援及び障害児相談支援

通所による療育等の支援が必要な障害児を対象とする支援を行います。

（支援の種類）

|             | 事業名         | 事業内容                                                            |
|-------------|-------------|-----------------------------------------------------------------|
| 障害児<br>通所支援 | 児童発達支援      | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援                       |
|             | 医療型児童発達支援   | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療                   |
|             | 放課後等デイサービス  | 授業の終了後又は休校日における、生活能力向上のための訓練、社会との交流促進などの支援                      |
|             | 保育所等訪問支援    | 保育所等における、障害児に対する、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援                   |
| 障害児<br>相談支援 | 障害児支援利用援助   | 障害児通所支援の給付決定又は給付決定の変更前の障害児支援利用計画案を作成、給付決定又は変更後、事業者等との連絡調整、計画の作成 |
|             | 継続障害児支援利用援助 | 利用する障害児通所支援の利用状況を検証及び計画の見直しを実施、必要により障害児の保護者に対し変更申請を勧奨           |

（基本的な仕組み）

(1) 利用を希望する際は市や町に相談し、申請手続きを行います。市や町で支給が適当と認められ

たときは支給決定がされます。

(2) 県知事もしくは政令市長の指定を受けた事業者・施設と契約し、サービスを利用します。

(3) サービスを利用した時は

- 事業者・施設に対して利用者負担額を払います（所得に応じて月額負担上限額が設定されます。市町窓口にお問い合わせください。）。また、市や町はサービス提供に係る経費のうち、利用者負担額を除いた額を給付費として支給します（事業者・施設が代理で受領）。

## ★ 障害児入所支援(施設)(契約の場合)

- ・福祉型…施設に入所している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。
- ・医療型…施設に入所又は指定医療機関に入院している児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

(基本的な仕組み)

- (1) 利用を希望する際は市町又は児童相談所に相談し、申請手続きを行います。支給が適当と認められたときは支給決定がされます。
- (2) 以降については、障害児通所支援・障害児相談支援(本ページ上段)と同じです。

## ★ 静岡県立中央図書館郵送貸出サービス

問い合わせ先：お住まいの市町

重度の障害があり図書館への来館が困難な方への、郵送により図書の貸出を行います。

- ・対象者：静岡県に在住し、障害の程度がAの療育手帳をお持ちの方。
- ・手続き：電話(054-262-1245)、FAX(054-264-4268)等で貸出の請求をします。

(初回利用時に利用者登録があります)

- ・利用料金：無料(送料も無料、通話料・通信料等は自己負担)
- ・貸出数：図書・雑誌併せて20冊以内、視聴覚資料3点以内。
- ・貸出期間：30日間以内(郵送期間を含む)。

## 8 障害児者ライフサポート事業(しょうがいしゃらいふさぽーとじぎょう)

問い合わせ先：お住まいの市町

障害のある方やその家族が、地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業では利用できないきめ細かな生活支援サービス等を提供します。市町によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは、お住まいの市町にお問い合わせください。

(サービスの例)

- ・ヘルパー派遣：特別支援学校等への送迎等
- ・短期入所(ショートステイ)：指定施設等を利用した宿泊サービス等
- ・デイサービス：指定施設等を利用した放課後児童対策等
- ・軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成：軽度・中等度難聴児が補聴器を購入等する費用を助成

## 9 生活支援(せいかつしえん)

と あ さき す しちょうまた けんけんこうふくしぶしょうがいふくしか  
 ? 問い合わせ先：お住まいの市町又は県健康福祉部障害福祉課

### ★ 在宅重症心身障害児(者)療育支援事業

ざいたく じゅうしょうしんしんしょうがいじ しゃ とう たい せんもんしよくいん りょういくそうだんとう おこな  
 在宅の重症心身障害児(者)等に対して、専門職員が療育相談等を行います。

| けんいき<br>圏域                     | じぎょうしょめい<br>事業所名                                                                                   | ほうじんめい<br>法人名                                                                                 | しょういしちょう<br>所在市町                            | でんわばんごう<br>電話番号                              |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------|
| か も<br>賀茂                      | ちいきせいかつしえん<br>地域生活支援センター<br>すまいる                                                                   | しゃかいふくしほうじんい す かい<br>社会福祉法人伊豆つくし会                                                             | しもだし<br>下田市                                 | 0558-28-0106                                 |
| あたみ<br>熱海<br>いとう<br>伊東         | そうだんしえん<br>相談支援センターいぶき                                                                             | しゃかいふくしほうじん<br>社会福祉法人<br>じょうがさき さと<br>城ヶ崎いこいの里                                                | いとうし<br>伊東市                                 | 0557-52-3213                                 |
| すんとう<br>駿東<br>たがた<br>田方        | いすいりょうふくし<br>伊豆医療福祉センター<br>とらのもんせいけいげ か びょういん<br>フジ虎ノ門整形外科病院                                       | しゃかいふくしほうじんおんしざいだんさいせいかい<br>社会福祉法人恩賜財団済生会<br>し ぶ しずおかけんさいせいかい<br>支部静岡県済生会                     | い す くにし<br>伊豆の国市                            | 055-949-1418                                 |
| ふ じ<br>富士                      | せいかつかいごじぎょうしょ<br>生活介護事業所メルシー                                                                       | かぶしきがいしゃ<br>株式会社エーキックス                                                                        | ふ じ し<br>富士市                                | 0545-67-5400                                 |
| しずおか<br>静岡                     | アグネス静岡                                                                                             | しゃかいふくしほうじんこひつじがくえん<br>社会福祉法人小羊学園                                                             | しずおかし<br>静岡市                                | 054-249-2833                                 |
| し だ<br>志太<br>はいばら<br>榛原        | しょうがいふくし じぎょうしょ<br>障害福祉サービス事業所<br>わかふじ                                                             | しゃかいふくしほうじんふすいかい<br>社会福祉法人富水会                                                                 | ふじえだし<br>藤枝市                                | 054-636-1710                                 |
| ちゅう<br>中<br>とう<br>東<br>えん<br>遠 | とうえん ち く せいかつしえん<br>東遠地区生活支援センター<br>せいかつかいごじぎょうしょ<br>生活介護事業所ぴのほーぷ<br>そうだんしえんじぎょうしょ ゆい<br>相談支援事業所 結 | とうえんがくえんくみあい<br>東遠学園組合<br>しゃかいふくしほうじん わ しょうかい<br>社会福祉法人和松 会<br>しゃかいふくしほうじんふくはまかい<br>社会福祉法人福浜会 | きくがわし<br>菊川市<br>かけがわし<br>掛川市<br>いわたし<br>磐田市 | 0537-35-2971<br>0537-29-5858<br>0538-58-2362 |

## 10 就業支援(しゅうぎょうしえん)

### 《国・県等の就業支援機関》

#### ★ 静岡障害者職業センター

障害のある方の雇用を促進するため以下のサービスを行います。

(サービスの内容)

職業相談・評価、職業準備支援、ジョブコーチの派遣等

| 施設名         | 所在地                         | 連絡先                                |
|-------------|-----------------------------|------------------------------------|
| 静岡障害者職業センター | 静岡県葵区黒金町 59-6<br>大同生命静岡ビル7階 | TEL054-652-3322<br>FAX054-652-3325 |

#### ★ 障害者職業能力開発施設等

障害のある方向けの職業訓練(若年者コース訓練)  
県立あしたか職業訓練校では、1年間の職業能力開発を実施しています。

- ・コンピュータ科(定員10人)
- ・生産・サービス科(定員40人)

また、県立職業能力開発施設(工科短期大学校(静岡キャンパス、沼津キャンパス)及び浜松技術専門校)では、そのほかにも職業訓練を実施しています。

- ・事業主委託訓練・・・職場実習中心の訓練です。(3か月程度)
- ・デュアル訓練・・・座学と職場実習を組み合わせた訓練です。(3か月～6か月)
- ・在職者訓練・・・企業にお勤めの方を対象にした訓練です。(2日～6日程度)

【実施校】

| コース名     | あしたか職業訓練校 | 工科短期大学校(静岡キャンパス)    | 工科短期大学校(沼津キャンパス) | 浜松技術専門校(浜松テクノカレッジ) |
|----------|-----------|---------------------|------------------|--------------------|
| 若年者コース訓練 | ○         | 詳細については、お問い合わせください。 |                  |                    |
| 事業主委託訓練  | ○         | ○                   | ○                | ○                  |
| デュアル訓練   |           | ○                   | ○                | ○                  |
| 在職者訓練    | ○         | ○                   |                  | ○                  |

れんらくさき  
【連絡先】

|                                                        |                                         |                                        |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| けんりつ しよくぎょうくんれんこう<br>県立あしたか職業訓練校                       | ぬまづしみやもと<br>沼津市宮本5-2                    | TEL (055)924-4380<br>FAX(055)924-7758  |
| けんりつこうかたんきだいがっこう<br>県立工科短期大学校<br>しずおか<br>(静岡キャンパス)     | しずおかししみずくすのき<br>静岡市清水区 楠 160            | TEL (054)345-3098<br>FAX(054)345-2921  |
| けんりつこうかたんきだいがっこう<br>県立工科短期大学校<br>ぬまづ<br>(沼津キャンパス)      | ぬまづしおおか<br>沼津市大岡4044-24                 | TEL (055)925-1072<br>FAX (055)925-1115 |
| けんりつはままつぎじゅつせんもんこう<br>県立浜松技術専門校<br>はままつ<br>(浜松テクノカレッジ) | はままつしちゅうおうくおいけまち<br>浜松市中央区小池町<br>2444-1 | TEL (053)462-5602<br>FAX(053)462-5604  |

しょうがいしゃはたら しあわ そうしゅつ  
★ 障害者働く幸せ創出センター

しよざいち ごふくかん かい しずおかしあおいぐふくちよう  
所在地：5風来館4階（静岡市葵区呉服町）

とあ さき にんてい ほうじん

問い合わせ先：認定NPO法人 オールしずおかベストコミュニティ（TEL:054-251-3515）

じょうほう しゅうしゅう はっしん そうごうそうだんまどぐち かいせつ じゅさんじぎょう しえんとう とお ふくし さんぎようかい

情報の収集や発信、総合相談窓口の開設や授産事業の支援等を通し、福祉と産業界をつな

ぎ、障害のある人が働くことを広く支援します。

しょうがいしゃしゅうぎようせいかつしえん  
★ 障害者就業・生活支援センター

しゅうぎようおよ ともの なちじょうせいかつまた しゃかいせいかつじょう しえん ひつよう しょうがいしゃ たいしやう

就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者を対象に、

せんもん しよくいん そうだん しえん おこな

専門の職員が相談・支援を行います。

| けんいき<br>圏域              | めい<br>センター名                                            | ほうじんめい<br>法人名                                                                      | しよざいち<br>所在地 | でんわばんこう<br>電話番号 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------|
| かも<br>賀茂                | かもしょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>賀茂障害者就業・生活支援<br>センター「わ」     | しゃかいふくしほうじんふいくかい<br>社会福祉法人覆育会                                                      | しもだし<br>下田市  | 0558-22-5715    |
| あだみ<br>熱海<br>いとう<br>伊東  | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>障害者就業・生活支援センター<br>「おおむろ」      | しゃかいふくしほうじん<br>社会福祉法人<br>じょうがさき さと<br>城ヶ崎いこいの里                                     | いとうし<br>伊東市  | 0557-53-5501    |
| すんとう<br>駿東<br>だがた<br>田方 | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>障害者就業・生活支援センター<br>「ひまわり」      | しゃかいふくしほうじん<br>社会福祉法人<br>たいよう おか<br>あしたか太陽の丘                                       | ぬまづし<br>沼津市  | 055-923-7981    |
| ふじ<br>富士                | ふじしょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>富士障害者就業・生活支援<br>センター「チャレンジ」 | しゃかいふくしほうじんせいしんかい<br>社会福祉法人誠信会                                                     | ふじし<br>富士市   | 0545-39-2702    |
| しずおか<br>静岡              | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>障害者就業・生活支援センター<br>「さつき」       | しゃかいふくしほうじんめいこうかい<br>社会福祉法人明光会                                                     | しずおかし<br>静岡市 | 054-277-3019    |
| しだ<br>志太<br>はいばら<br>榛原  | しょうがいしゃしゅうぎよう せいかつしえん<br>障害者就業・生活支援センター<br>「ぼらんち」      | とくていひえいりかつどうほうじん<br>特定非営利活動法人<br>しずおかふくしそごうしえん かい<br>静岡福祉総合支援の会<br>そら だいち<br>空と大地と | しまだし<br>島田市  | 0547-36-8985    |

|                       |                                                                     |                                |              |              |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|
| ちゅうと<br>中東<br>えん<br>遠 | しずおかちゅうとうえんしょうがいしゃしゅうぎょう<br>静岡中東遠障害者就業・<br>せいかつしえん<br>生活支援センター「ラック」 | しゃかいふくしほうじんめいわかい<br>社会福祉法人明和会  | ふくろいし<br>袋井市 | 0538-43-0826 |
| せいふ<br>西部             | しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん<br>障害者就業・生活支援センター<br>「だんだん」                   | いりょうほうじんしゃだんしゅうかい<br>医療法人社団至空会 | はまつし<br>浜松市  | 053-482-7227 |

## 《その他就業支援制度のご紹介》

### ★ 障害者トライアル雇用制度

#### ① 問い合わせ先：最寄りのハローワーク

しょうがい ひと いっていきかん げんそく げつ きんむ おこな もの げんそく げつじょう げつくない  
障害のある人を一定期間（原則3か月。テレワーク勤務を行う者は原則3か月以上6か月以内。  
せいしんしょうがいしゃ げんそく げつじょう げつくない しこうてき こよう こよう たが  
精神障害者は原則6か月以上12か月以内）試行的に雇用（トライアル雇用）することにより、お互  
いの理解を深め、仕事に対する適性や能力を見極めた上で、継続雇用へ移行することを目指す  
せいで  
制度です。

### ★ 職場適応援助者（ジョブコーチ）制度

しょうがい ひと しごと つづ そうだん ばあい かいしゃ おし かた ふだん せつ  
障害のある人から仕事を続けていくことについての相談がある場合や、会社からの教え方や普段の接  
かた ふあん ばあい しょうば で む きぎょう しょうがい ひと あいだ しごと  
し方などに不安がある場合に、ジョブコーチが職場に出向き、企業と障害のある人の間に入って、仕事  
すすめる くふう ていあん とく い にがて かいしゃ せつめい ひとり  
をよりよく進めるための工夫を提案したり、得意なことや苦手なことを会社に説明したり、一人ひとりの  
じょうきょう あ しえん みな はたら しょうば しえん くに  
状況に合わせた支援を行うことで、皆が働きやすい職場となるよう支援します。ジョブコーチには国  
しょうがいしゃしょうきょう げん せいで こよう どうじ りよう  
（障害者職業センター）と県それぞれの制度があり、トライアル雇用と同時に利用できます。

#### 【問い合わせ先】

| くに<br>国のジョブコーチ                                         | けん<br>県のジョブコーチ                                         |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| しずおかしょうがいしゃしょうきょう<br>静岡障害者職業センター<br>(TEL:054-652-3322) | ほうじんはまつ<br>NPO法人浜松NPO ネットワークセンター<br>(TEL:053-445-3717) |

## 11 成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

**?** 手続きの問い合わせ先：静岡家庭裁判所（電話番号：054-273-8773）

ものごと はんだん のうりよく じゅうぶん かた さいぎん まも しえん せいど せいど  
物事を判断する能力が十分にない方について、その財産を守り、支援していく制度です。この制度  
にんいこうけんせいど ほうていこうけんせいど  
には、任意後見制度と法定後見制度があります。

にんいこうけんせいど はんだんのうりよく ふじゅうぶん まえ ほんにん けいやく えんじょしゃ き  
任意後見制度は、判断能力が不十分になる前に、本人があらかじめ契約で援助者を決めておく  
せいど  
制度です。

たい ほうていこうけんせいど はんだんのうりよく ふじゅうぶん いってい しんぞくとう もうした  
これに対して、法定後見制度は、判断能力が不十分になってから、一定の親族等の申立てによ  
かていさいばんしょ えんじょしゃ えら せいど  
り、家庭裁判所が援助者を選ぶ制度です。

もうした あ てつづき かていさいばんしょ と あ  
申立てに当たっての手続きについては、家庭裁判所にお問い合わせください。

## 12 日常生活自立支援事業(にちじょうせいかつじいつしえんじぎょう)

**?** 問い合わせ先：お住まいの市町の社会福祉協議会

せいしん ちてき しょうがい かた にんちしょうこうれいしゃ なか にちじょうせいかつ ふあん かた たいしょう  
精神や知的に障害のある方、認知症高齢者などの中で日常生活に不安のある方を対象に、ご  
ほんにん けいやく もと ふくし りょうえんじょ にちじょうてき きんせんかんり かん そうだん しえん おこな  
本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理に関する相談・支援を行  
じぎょう  
う  
事業です。

- ふくし りょう かん そうだん てつづ えんじょ
- (1) 福祉サービスの利用に関する相談や手続きの援助  
くじょうかいけつせいど りょうえんじょ
  - (2) 苦情解決制度の利用援助  
こうきょうりょうきん いりょうひとう しはら せいかつひ よう よちよきん はらいもど どうにちじょうてき きんせんかんり えんじょ
  - (3) 公共料金や医療費等の支払い、生活費に要する預貯金の払戻し等日常的な金銭管理の援助  
つうちょう いんかん ねんきんしょうしよ しょうい あす
  - (4) 通帳、印鑑、年金証書など大切な書類の預かり  
ていきてき ほうもん せいかつじょうきょう みまもり
  - (5) 定期的な訪問による生活状況の見守り

# 13 各種相談(かくしゅそうだん)

**お問い合わせ先：お住まいの市町**

紹介した種々のサービスを受けたい方、あるいはもっと詳しいことを知りたい方は、県健康福祉センター、知的障害者更生相談所、児童相談所、発達障害者支援センター、医療的ケア児等支援センター、市福祉事務所、町役場、障害者生活支援センター等にご相談ください。保健所、ハローワーク、社会保険事務所、税務署、財務事務所でもそれぞれの専門分野に関する相談を受け付けています。また、各市町から相談業務を委託された知的障害者相談員も設置されていますので、お住まいの市町窓口で確認してください。

◎知的障害者更生相談所・連絡先

|                                                 | 所在地 (担当課電話・FAX)                                                                   | 所管地域                                                   |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 賀茂知的障害者<br>更生相談所                                | 〒415-0016 下田市中531-1<br>TEL (0558) 24-2038 FAX (0558) 24-2159                      | 下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・<br>まつざきちょう にしいずちょう<br>松崎町・西伊豆町      |
| 東部知的<br>障害者<br>更生相談所                            | 〒410-8543 沼津市高島本町1-3<br>TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191                     | 沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・<br>長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町 |
| 富士知的障害者<br>更生相談所                                | 〒416-0906 富士市本市場441-1<br>TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288                    | 富士市・富士宮市                                               |
| 中央知的<br>障害者<br>更生相談所                            | 〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1<br>TEL (054) 646-3579 FAX (054) 646-3563                   | 島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市<br>・吉田町・川根本町                          |
| 西部知的<br>障害者<br>更生相談所                            | 〒438-8622 磐田市見付3599-4<br>TEL (0538) 37-2819 FAX (0538) 37-2841                    | 磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・<br>森町・湖西市                        |
| 静岡市地域<br>リハビリテーション推進センター<br>(静岡市知的障害者<br>更生相談所) | 〒420-0846 静岡市葵区城東町24-1<br>TEL (054) 249-3182 FAX (054) 209-0103                   | 静岡市                                                    |
| 浜松市障害者<br>更生相談所                                 | 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12<br>番1号 県浜松総合庁舎4階<br>TEL (053) 457-2707 FAX (053) 457-2645 | 浜松市                                                    |

じどうそうだんしよ れんらくさき  
◎児童相談所・連絡先

|                                    | しょざいち たんとうかでんわ<br>所在地 (担当課電話・FAX)                                                                                 | しょかんちいき<br>所管地域                                                                                                                      |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かも<br>賀茂<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所     | しもだしなか<br>〒415-0016 下田市中531-1<br>TEL (0558) 24-2038 FAX (0558) 24-2159                                            | しもだし ひがしいずちよう かわづちよう みなみいずちよう<br>下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・<br>まつざきちよう にしいずちよう<br>松崎町・西伊豆町                                                   |
| とうぶ<br>東部<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所    | ぬまつしたかしまほんちよう<br>〒410-8543 沼津市高島本町 1-3<br>TEL (055) 920-2085 FAX (055) 920-2191                                   | ぬまつし みしまし すそのし いずし いず くにし しみずちよう<br>沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・<br>なかいずみちよう かなみちよう あたまし いとうし ごてんばし おやまちよう<br>長泉町・函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・小山町 |
| ふじ<br>富士<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所     | ふじしもといちば<br>〒416-0906 富士市本市場441-1<br>TEL (0545) 65-2141 FAX (0545) 65-2288                                        | ふじし ふじのみやし<br>富士市・富士宮市                                                                                                               |
| ちゅうおう<br>中央<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所  | ふじえだしせとあらや<br>〒426-0075 藤枝市瀬戸新屋362-1<br>TEL (054) 646-3570 FAX (054) 646-3563                                     | しまだし やいづし ふじえだし まきのほらし よしだちよう<br>島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・吉田町・<br>かわねほんちよう<br>川根本町                                                           |
| せいぶ<br>西部<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所    | いわたしみつけ<br>〒438-8622 磐田市見付3599-4<br>TEL (0538) 37-2810 FAX (0538) 37-2841                                         | いわたし かけがわし ふくろいし おまえざきし きくがわし<br>磐田市・掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・<br>もりまち こさいし<br>森町・湖西市                                                        |
| しずおかし<br>静岡市<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所 | しずおかしあおいくつつみちよう<br>〒420-0947 静岡市葵区堤町 914-417<br>TEL (054) 275-2871 FAX (054) 272-1610                             | しずおかし<br>静岡市                                                                                                                         |
| はまつし<br>浜松市<br>じどうそうだんしよ<br>児童相談所  | はまつしちゅうおうくちゅうおう ちようめ ほん<br>〒430-0929 浜松市中央区中央1丁目12番<br>ごうけい 1号 県浜松総合庁舎4階<br>TEL (053) 457-2703 FAX (053) 457-2645 | はまつし<br>浜松市                                                                                                                          |

| けんざいむじむしよじどうしゃぜいたんとう でんわばんごう<br>◎県財務事務所自動車税担当 電話番号 |                                        |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------|
| しもだざいむじむしよ<br>下田財務事務所 TEL0558-24-2018              | ふじえだざいむじむしよ<br>藤枝財務事務所 TEL054-644-9122 |
| あたまざいむじむしよ<br>熱海財務事務所 TEL0557-82-9061              | いわたざいむじむしよ<br>磐田財務事務所 TEL0538-37-2211  |
| ぬまつざいむじむしよ<br>沼津財務事務所 TEL055-920-2019              | はまつざいむじむしよ<br>浜松財務事務所 TEL053-458-7132  |
| ふじざいむじむしよ<br>富士財務事務所 TEL0545-65-2118               |                                        |
| しずおかざいむじむしよ<br>静岡財務事務所 TEL054-286-9130             |                                        |

はったつしょうがいしゃ しえん れんらくさき  
◎発達障害者支援センター・連絡先

ねんれい ちてきしょうがい う む かか はったつしょうがい じへいしょう しょうこうぐん た こうはんせい  
年齢、知的障害の有無に関わらず発達障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性  
はったつしょうがい ちゅういけっかんたどうせいしょうがい がくしゅうしょうがい うたが かた さまざま そうだん しえん  
発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害）やその疑いがある方への様々な相談、支援を  
おこな ようやく  
行っています。（要予約）

|                                                         | しよざいち たんとうかでんわ<br>所在地 （担当課電話・FAX）                                                                                                         | しよかんちいき<br>所管地域                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しすおかけんとうぶはったつしょうがいしゃ<br>静岡県東部発達障害者<br>支援センターアスタ（東部）     | 〒410-0802 ぬまづしあげつちちやう ばんち<br>沼津市上土町3番地<br>ぬまづ かい<br>沼津トラストビル2階<br>TEL (055) 957-9090<br>FAX (055) 957-9093                                | しもだし ひがしいすちやう かわづちやう<br>下田市・東伊豆町・河津町・<br>みなみいすちやう まつざぎちやう にしいすちやう<br>南伊豆町・松崎町・西伊豆町・<br>ぬまづし みしまし すそのし いすし<br>沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・<br>いす くにし しみずちやう ながいすみちやう<br>伊豆の国市・清水町・長泉町・<br>かななみちやう あたまし いとうし ごてんばし<br>函南町・熱海市・伊東市・御殿場市・<br>おやまちやう ふじし ふじのみやし<br>小山町・富士市・富士宮市 |
| しすおかけんちゅうせいぶはったつしょうがいしゃ<br>静岡県中西部発達障害者<br>支援センターココ（中西部） | 〒427-0023 しまだしおおかわちやう<br>島田市大川町10-1<br>かい<br>エフビル3階<br>TEL 0547(39)3600<br>FAX 0547(39)3604                                               | しまだし やいづし ふじえだし まきのはらし<br>島田市・焼津市・藤枝市・牧之原市・<br>よしだちやう かわねほんちやう いわたし かけがわし<br>吉田町・川根本町・磐田市・掛川市・<br>ふくろいし おまえざきし きくがわし もりまち<br>袋井市・御前崎市・菊川市・森町・<br>こさいし<br>湖西市                                                                                                   |
| しすおかしはったつしょうがいしゃ<br>静岡市発達障害者<br>支援センター「きらり」             | 〒422-8006 しすおかしするがく まがりかね<br>静岡市駿河区曲金<br>5-3-30<br>TEL (054) 285-1124<br>FAX (054) 285-1125                                               | しすおかし<br>静岡市                                                                                                                                                                                                                                                   |
| はままつしはったつそうだんしえん<br>浜松市発達相談支援<br>センター「ルピロ」              | 〒430-0933 はままつしちゅうおうくか じまち<br>浜松市中央区鍛冶町100<br>ばんち はままつ<br>番地の1 ザザシティ浜松<br>ちゅうおうかん かい<br>中央館5階<br>TEL (053) 459-2721<br>FAX (053) 452-3813 | はままつし<br>浜松市                                                                                                                                                                                                                                                   |

いりやうてき じとうしえん れんらくさき  
◎医療的ケア児等支援センター・連絡先

ざいたく いりやうてき じとう かぞく みちか ちいき あんしん く せんちん そうだんいん  
在宅の医療的ケア児等とそのご家族が身近な地域で安心して暮らしていただけるように、専門の相談員が  
いりやう ふくし ほけん きょういくとう かんけいきかん れんけい いりやうてき かん さまざま そうだん たいおう  
医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な相談に対応します。

|                                             | しよざいち でんわ<br>所在地 （電話・FAX）                                                                                                        |
|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| しすおかけんいりやうてき じとうしえん<br>静岡県医療的ケア児等支援<br>センター | 〒422-8031 しすおかしするがくありあけちやう しすおかけんしすおかそうごうちやうしやべっかん かい<br>静岡市駿河区有明町2-20 静岡県静岡総合庁舎別館3階<br>TEL (054) 204-1380<br>FAX (054) 204-1385 |

し ちょうしょうがいふく し たんとう でん わ ばんごう ばんごう  
◎市町 障害福祉担当 電話番号・FAX番号

しも だ し  
下 田 市 TEL0558-22-2216  
FAX0558-22-3910

ひがい ず ちょう  
東 伊 豆 町 TEL0557-95-6204  
FAX0557-95-5691

かわ づ ちょう  
河 津 町 TEL0558-36-3232  
FAX0558-34-1811

みなみいずちょう  
南伊豆町 TEL0558-62-6233  
FAX0558-62-2493

まつ ざき ちょう  
松 崎 町 TEL0558-42-3966  
FAX0558-42-3184

にしいずちょう  
西伊豆町 TEL0558-52-1961  
FAX0558-52-5750

あた み し  
熱 海 市 TEL0557-86-6335  
FAX0557-86-6338

い とう し  
伊 東 市 TEL0557-32-1532  
FAX0557-36-0775

ぬま づ し  
沼 津 市 TEL055-934-4829  
FAX055-934-2631

み し ま し  
三 島 市 TEL055-983-2612  
FAX055-976-5555

すそ の し  
裾 野 市 TEL055-995-1820  
FAX055-992-3681

い ず し  
伊 豆 市 TEL0558-72-9863  
FAX0558-72-8638

い ず の くに し  
伊豆の国市 TEL0558-76-8007  
FAX0558-76-8029

かん なみ ちょう  
函 南 町 TEL055-979-8127  
FAX055-979-8143

し みず ちょう  
清 水 町 TEL055-981-8204  
FAX055-973-1959

なが いずみちょう  
長 泉 町 TEL055-989-5512  
FAX055-989-5515

ごてん ば し  
御 殿 場 市 TEL0550-82-4238  
FAX0550-84-1046

お やま ちょう  
小 山 町 TEL0550-76-6661  
FAX0550-76-4770

ふじのみやし  
富士宮市 TEL0544-22-1145  
FAX0544-28-4345

ふ じ し  
富 士 市 TEL0545-55-2911  
FAX0545-53-0151

しずおか し  
静 岡 市  
あおい く  
葵 区 TEL054-221-1099  
FAX054-254-6322

するが く  
駿 河 区 TEL054-202-5818  
FAX054-287-8660

し み ず く  
清 水 区 TEL054-354-2106  
FAX054-352-0323

しま だ し  
島 田 市 TEL0547-36-7154  
FAX0547-37-0235

やい づ し  
焼 津 市 TEL054-631-5532  
FAX054-626-2189

ふじ えだ し  
藤 枝 市 TEL054-643-3149  
FAX054-644-2941

まきの はらし  
牧之原市 TEL0548-23-0072  
FAX0548-23-0099

よし だ ちょう  
吉 田 町 TEL0548-33-2104  
FAX0548-33-0361

かわね ほんちょう  
川根本町 TEL0547-56-2224  
FAX0547-56-1117

いわ た し  
磐 田 市 TEL0538-37-4919  
FAX0538-36-1635

かけ がわ し  
掛 川 市 TEL0537-21-1139  
FAX0537-21-1163

ふくろい し  
袋 井 市 TEL0538-44-3114  
FAX0538-43-6285

おまえざきし  
御前崎市 TEL0537-85-1121  
FAX0537-85-1144

きく がわ し  
菊 川 市 TEL0537-37-1252  
FAX0537-37-1255

もり まち  
森 町 TEL0538-85-1800  
FAX0538-86-6301

こ さい し  
湖 西 市 TEL053-576-4532  
FAX053-576-1220

はま まつ し  
浜 松 市  
ちゅうおうふくしじぎょうしょ  
中 央 福祉事業所  
TEL053-457-2057  
FAX053-457-2632

ちゅうおうふくしじぎょうしょ ひがし  
中 央 福祉事業所（東）  
TEL053-424-0176  
FAX050-3535-7636

ちゅうおうふくしじぎょうしょ にし  
中 央 福祉事業所（西）  
TEL053-597-1159  
FAX053-596-1215

ちゅうおうふくしじぎょうしょ みなみ  
中 央 福祉事業所（南）  
TEL053-425-1485  
FAX050-3385-8976

はまな ふくしじぎょうしょ  
浜名福祉事業所  
TEL053-585-1697  
FAX053-586-5495

はまな ふくしじぎょうしょ きた  
浜名福祉事業所（北）  
TEL053-523-2898  
FAX050-3537-9140

てんりゅうふくしじぎょうしょ  
天 竜 福祉事業所  
TEL053-922-0024  
FAX053-922-0049

せ い む し ょ で ん わ ば ん ご う  
◎税務署電話番号

しもだぜいむしよ  
下田税務署 TEL0558-22-0185  
みしまぜいむしよ  
三島税務署 TEL055-987-6711  
あたみぜいむしよ  
熱海税務署 TEL0557-81-3515  
ぬまづぜいむしよ  
沼津税務署 TEL055-922-1560

ふ じ ぜ い む し ょ  
富士税務署 TEL0545-61-2460  
しみずぜいむしよ  
清水税務署 TEL054-355-2360  
しずおかぜいむしよ  
静岡税務署 TEL054-252-8111  
ふじえだぜいむしよ  
藤枝税務署 TEL054-641-0680

しまだぜいむしよ  
島田税務署 TEL0547-37-3121  
かけがわぜいむしよ  
掛川税務署 TEL0537-22-5141  
いわたぜいむしよ  
磐田税務署 TEL0538-32-6111  
はままつひがしぜいむしよ  
浜松東税務署 TEL053-458-1111  
はままつにしぜいむしよ  
浜松西税務署 TEL053-555-7111

で ん わ ば ん ご う  
◎ハローワーク 電話番号

しもだ  
ハローワーク下田  
TEL 0558-22-0288  
みしま  
ハローワーク三島  
TEL 055-980-1300  
いとう  
ハローワーク伊東  
TEL 0557-37-2605  
ぬまづ  
ハローワーク沼津  
TEL 055-931-0145  
ごてんば  
ハローワーク御殿場  
TEL 0550-82-0540

ふ じ  
ハローワーク富士  
TEL 0545-51-2151  
ふじのみや  
ハローワーク富士宮  
TEL 0544-26-3128  
しみず  
ハローワーク清水  
TEL 054-351-8609  
しずおか  
ハローワーク静岡  
TEL 054-238-8609  
やいづ  
ハローワーク焼津  
TEL 054-628-5155  
しまだ  
ハローワーク島田  
TEL 0547-36-8609

はいばら  
ハローワーク榛原  
TEL 0548-22-0148  
かけがわ  
ハローワーク掛川  
TEL 0537-22-4185  
いわた  
ハローワーク磐田  
TEL 0538-32-6181  
はままつ  
ハローワーク浜松  
TEL 053-541-8609  
ほそえ  
ハローワーク細江  
TEL 053-522-0165  
はまきた  
ハローワーク浜北  
TEL 053-584-2233

ね ん き ん じ む し ょ で ん わ ば ん ご う  
◎年金事務所 電話・FAX番号

みしまねんきんじむしよ  
三島年金事務所  
TEL 055-973-1166  
FAX 055-971-8311

ぬまづねんきんじむしよ  
沼津年金事務所  
TEL 055-921-2201  
FAX 055-923-3811

まちかど ねんきんそうだん ぬまづ  
街角の年金相談センター沼津  
TEL 055-954-1321  
FAX なし

ふ じ ね ん き ん じ む し ょ  
富士年金事務所  
TEL 0545-61-1900  
FAX 0545-64-5411

しみずねんきんじむしよ  
清水年金事務所  
TEL 054-353-2233  
FAX 054-353-3611

しずおかねんきんじむしよ  
静岡年金事務所  
TEL 054-203-3707  
FAX 054-284-4411

まちかど ねんきんそうだん しずおか  
街角の年金相談センター静岡  
TEL 054-288-1611  
FAX なし

しまだねんきんじむしよ  
島田年金事務所  
TEL 0547-36-2211  
FAX 0547-37-6011

かけがわねんきんじむしよ  
掛川年金事務所  
TEL 0537-21-5524  
FAX 0537-21-3211

はままつひがしねんきんじむしよ  
浜松東年金事務所  
TEL 053-421-0192  
FAX 053-421-6011

はままつにしねんきんじむしよ  
浜松西年金事務所  
TEL 053-456-8511  
FAX 053-452-8011

まちかど ねんきんそうだん はままつ  
街角の年金相談センター浜松  
TEL 053-465-2360  
FAX なし

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。



生きがいと健康づくり  
イメージキャラクター  
「ちゃっぴー」

静岡県健康福祉部

富国有徳の美しい“ふじのくに”



静岡県

Shizuoka Prefecture

## 私たち静岡県健康福祉部職員の仕事の姿勢

- 1 県民の声に耳を傾け、県民の視線に立って仕事をします。
- 2 つねに公平・公正に、県民の幸せのために責任ある判断をします。
- 3 県民が必要とする情報を、積極的に分かりやすく提供します。
- 4 生産性の向上に努め、質の高いサービスを目指します。
- 5 いつも笑顔で親切に、誠実で迅速な対応をします。

私たちは、いのちを守る使命感、いたわりの心・やさしい心で、  
一人ひとりの熱い想いを、元気いっぱい伝えます！

れい わ ねん がつ しす おか けん  
令和8年9月 静岡県

けんこうふくし ぶししょうがいしゃしえんきょくしょうがいふくしか  
健康福祉部障害者支援局障害福祉課

しすおかしあおいくおうてまち

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL (054) 221-3319・2366・2367

FAX (054) 221-3267